

資 料

(個 人 所 得 課 税)

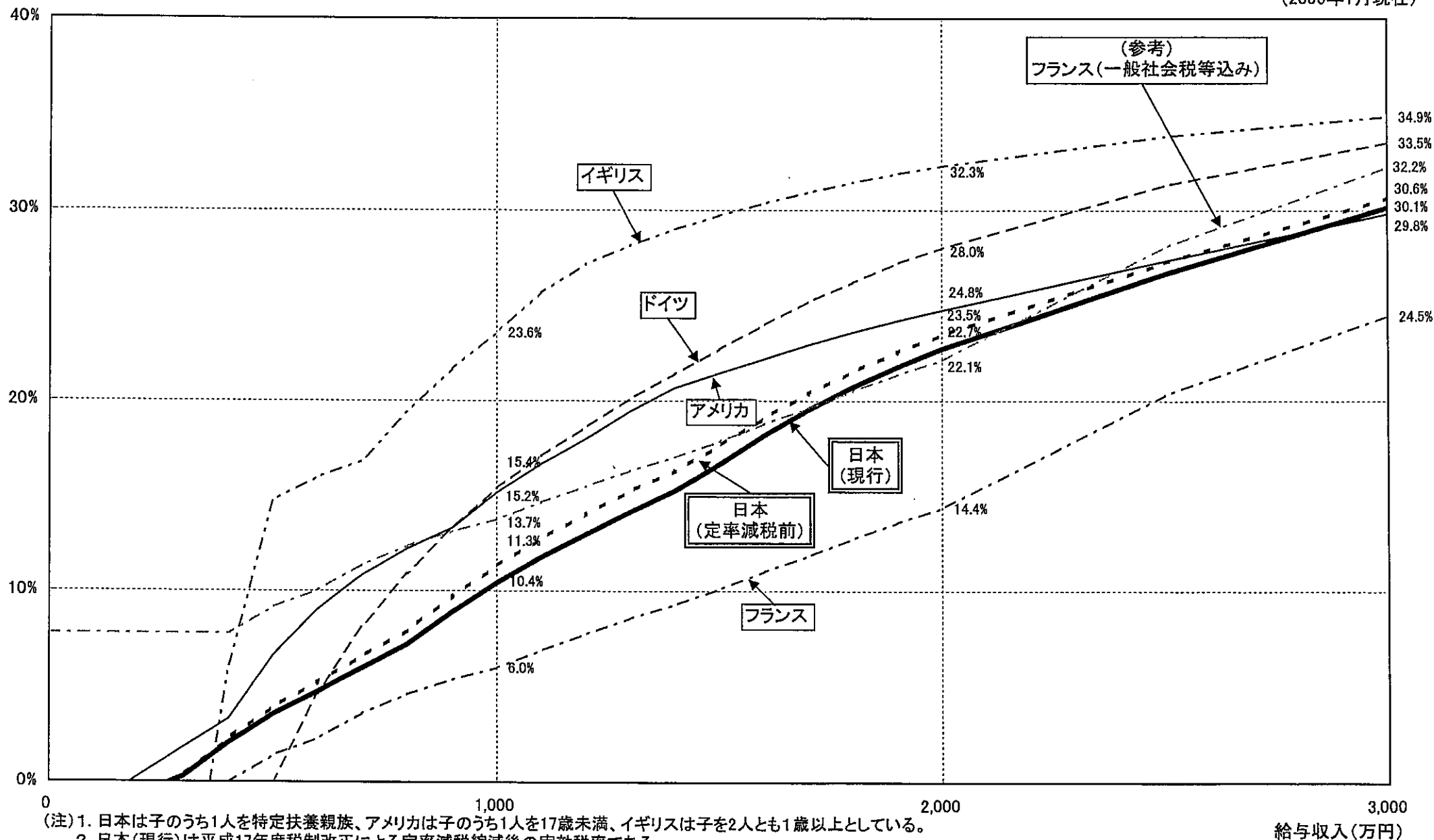
目 次

・ 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）	1
・ 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（独身の給与所得者）	2
・ 主要国における所得課税・社会保険料の実効負担率の国際比較 （夫婦子2人の給与所得者）	3
・ 主要国における所得課税・社会保険料の実効負担率の国際比較（独身の給与所得者）	4
・ 限界税率ブラケット別適用者数割合 （1年を通じて勤務した給与所得者及び国民年金・厚生年金の年金受給者）	5
・ 転職希望率の推移	6
・ 就業異動の状況（転職率の推移）	7

所得税・個人住民税の実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者)

未定稿

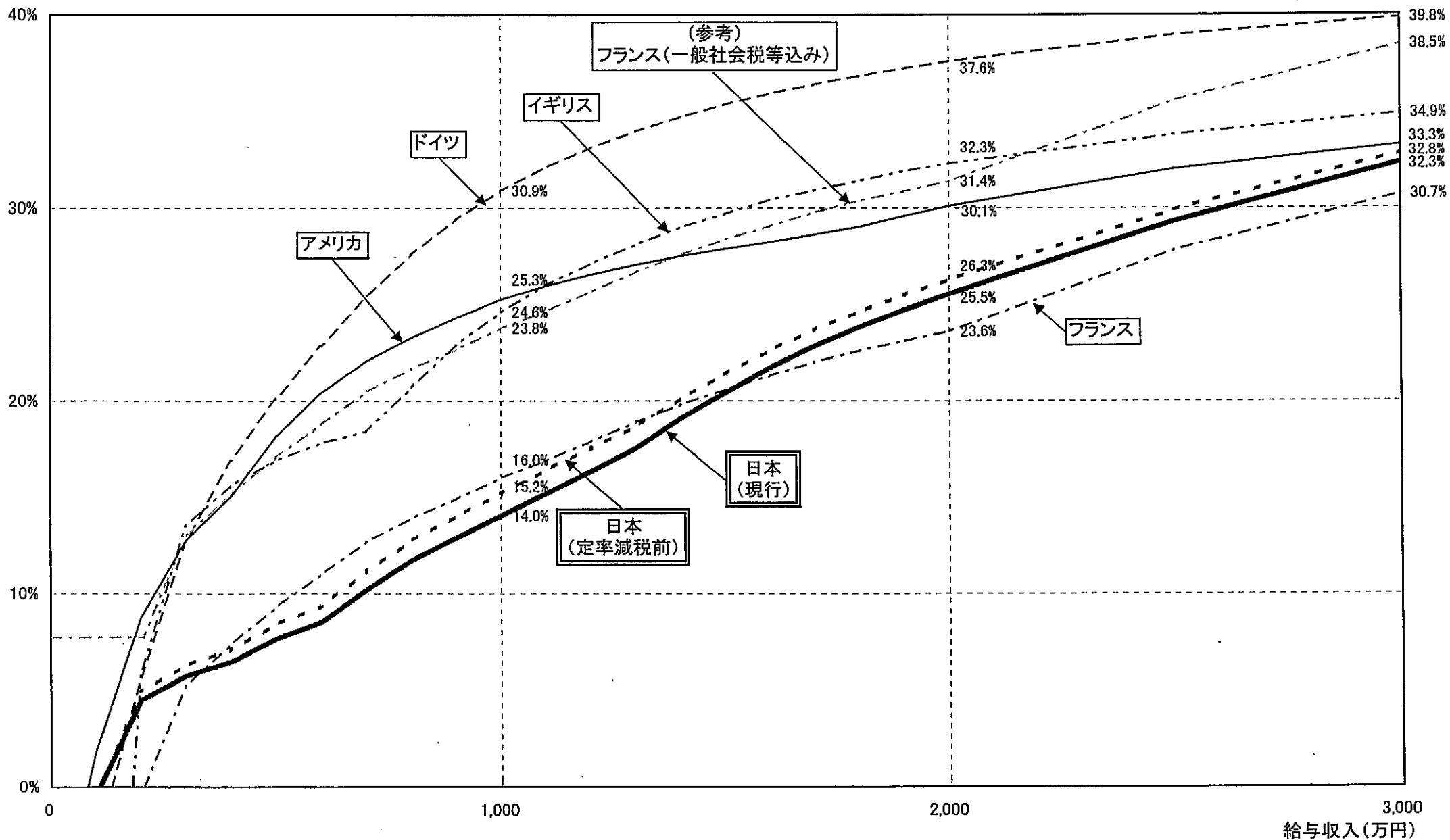
(2005年1月現在)



所得税・個人住民税の実効税率の国際比較(独身の給与所得者)

未定稿

(2005年1月現在)



(注) 1. 日本(現行)は平成17年度(2005年度)税制改正による定率減税縮減後の実効税率である。

2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。

3. フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている。

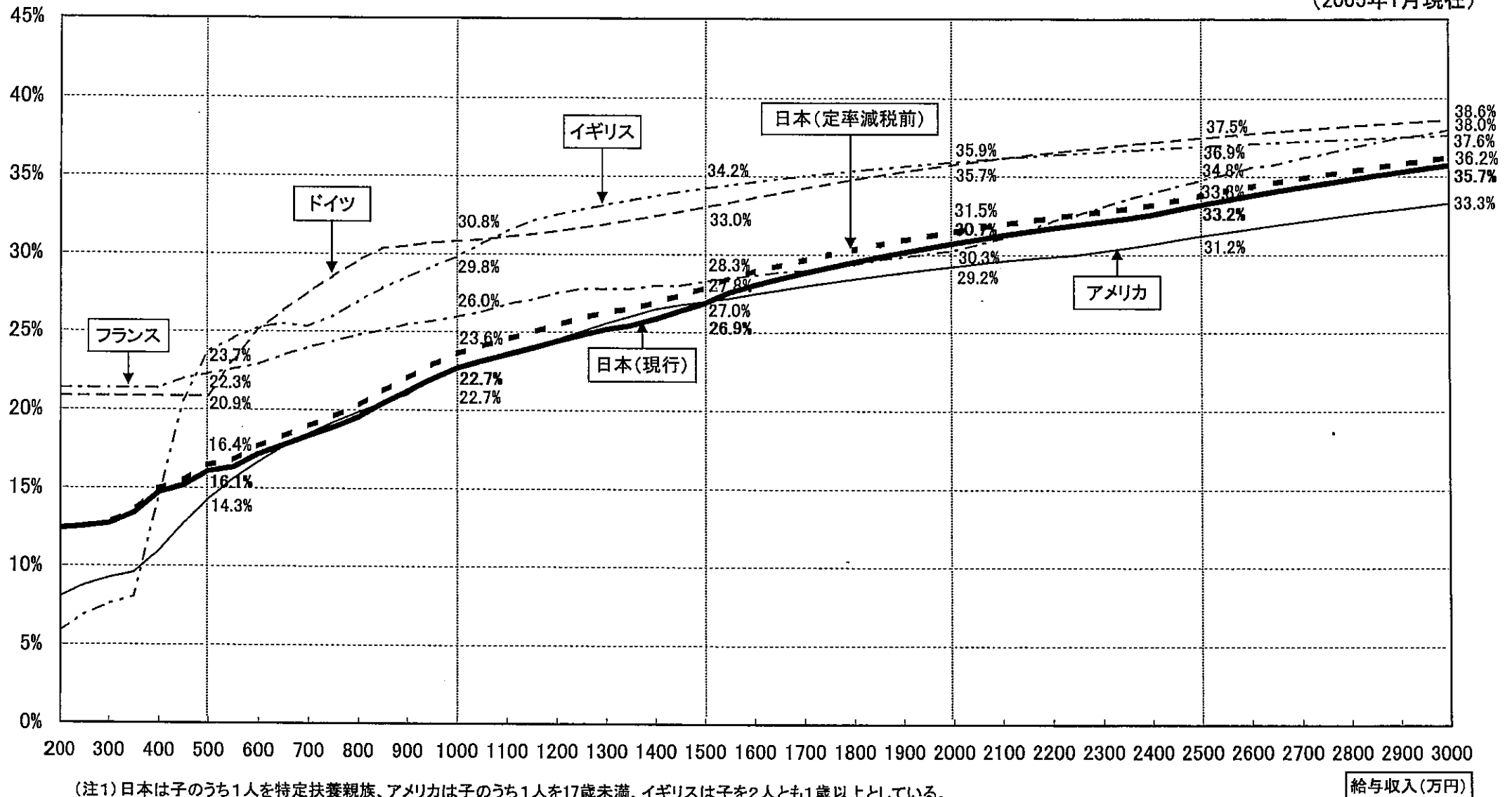
4. 邦貨換算レート: 1ドル=109円、1ポンド=198円、1ユーロ=135円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成16年(2004年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

5. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

主要国における所得課税・社会保険料の実効負担率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者)

未定稿

(2005年1月現在)



(注1) 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満、イギリスは子を2人とも1歳以上としている。

(注2) 日本(現行)は、平成17年度(2005年度)税制改正による定率減税縮減後の数値である。

(注3) 各国の「所得課税」は以下のとおりである。日本は所得税及び個人住民税(所得割のみ)、アメリカは連邦所得税及びニューヨーク州所得税、イギリスは所得税、ドイツは所得税(連邦と州の共有税)、フランスは所得税、一般社会税及び社会保障債務返済税である。なお、フランスの一般社会税及び社会保障債務返済税は、収入に対して定率(現在、合計8%)で課されている。

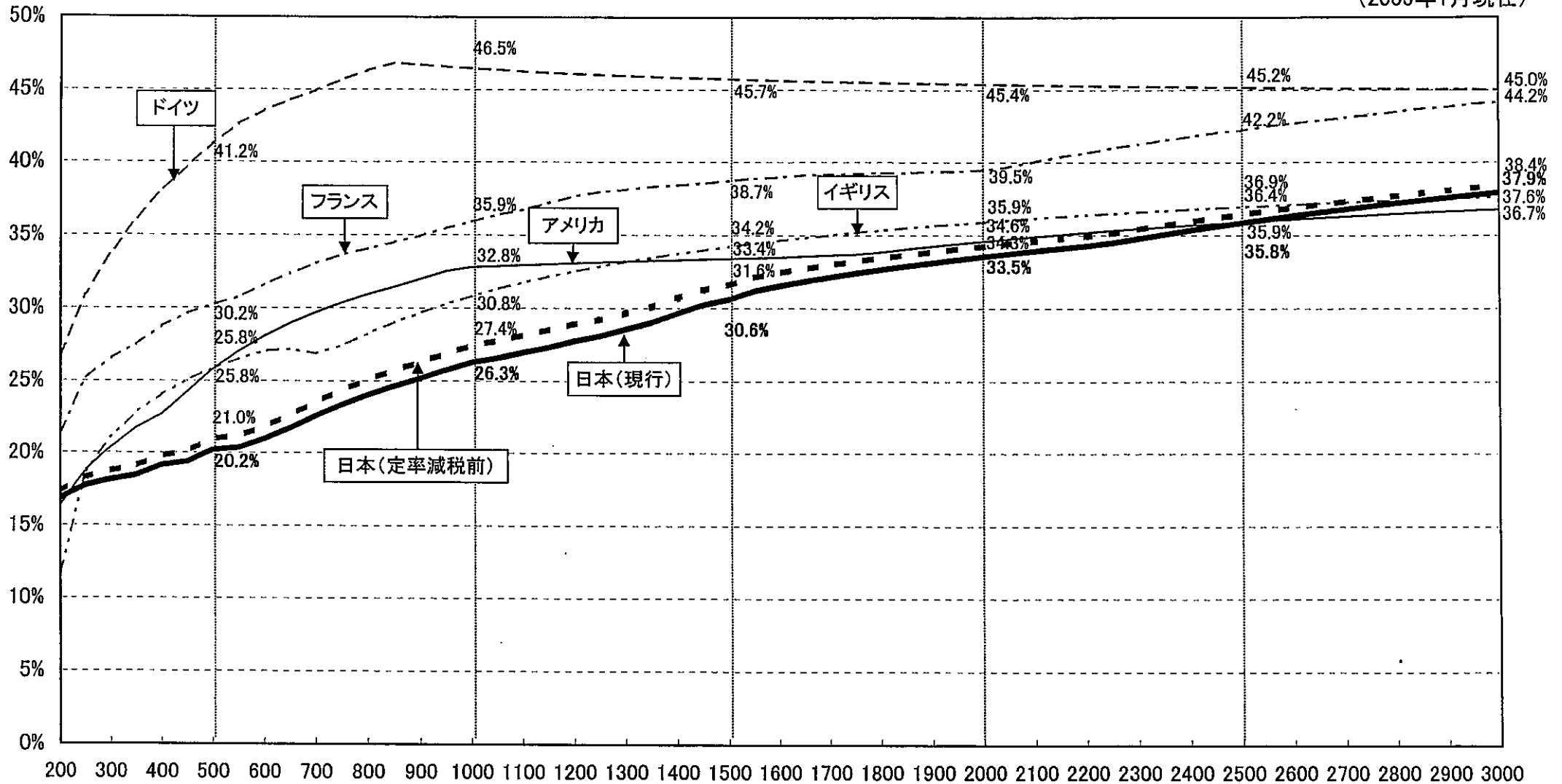
(注4) 各国の「社会保険料」は以下のとおりである。日本は政府管掌健康保険、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料、アメリカはOASDI(老齢遺族傷害年金保険)及びHI(病院保険特別会計)の保険料、イギリスは国民保険料(National Insurance Contributions)、ドイツは年金保険、一般疾病保険、介護保険及び失業保険の保険料、フランスは老齢年金保険、補足年金、疾病保険及び失業保険の保険料である。

(注5) 邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=198円、1ユーロ=135円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成16年(2004年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

主要国における所得課税・社会保険料の実効負担率の国際比較(独身の給与所得者)

未定稿

(2005年1月現在)



(注1) 日本(現行)は、平成17年度(2005年度)税制改正による定率減税縮減後の数値である。

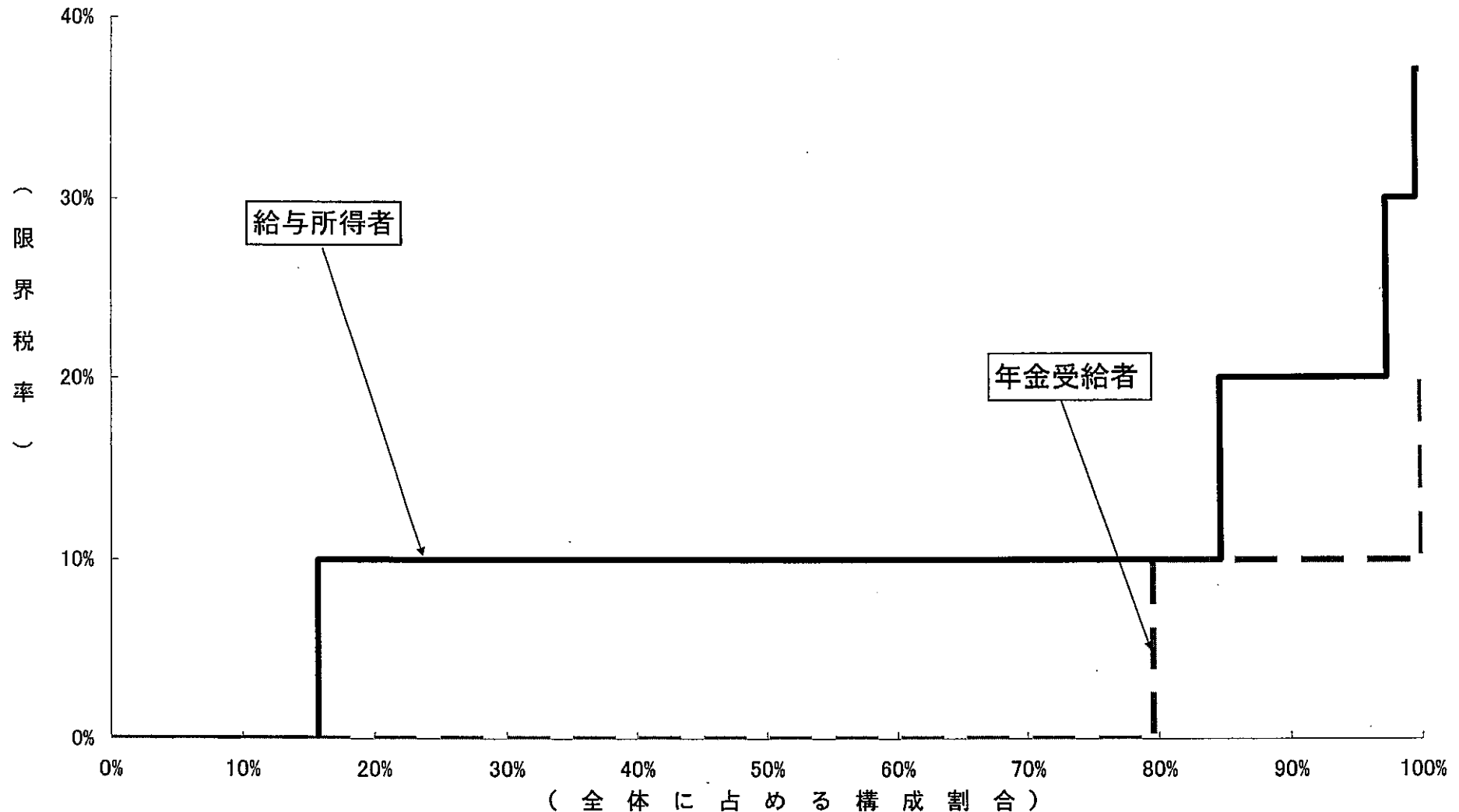
(注2) 各国の「所得課税」は以下のとおりである。日本は所得税及び個人住民税(所得割のみ)、アメリカは連邦所得税及びニューヨーク州所得税、イギリスは所得税、ドイツは所得税(連邦と州の共有税)、フランスは所得税、一般社会税及び社会保障債務返済税である。なお、フランスの一般社会税及び社会保障債務返済税は、収入に対して定率(現在、合計8%)で課されている。

(注3) 各国の「社会保険料」は以下のとおりである。日本は政府管掌健康保険、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料、アメリカはOASDI(老齢遺族傷害年金保険)及びHI(病院保険特別会計)の保険料、イギリスは国民保険料(National Insurance Contributions)、ドイツは年金保険、一般疾病保険、介護保険及び失業保険の保険料、フランスは老齢年金保険、補足年金、疾病保険及び失業保険の保険料である。

(注4) 邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=198円、1ユーロ=135円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成16年(2004年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

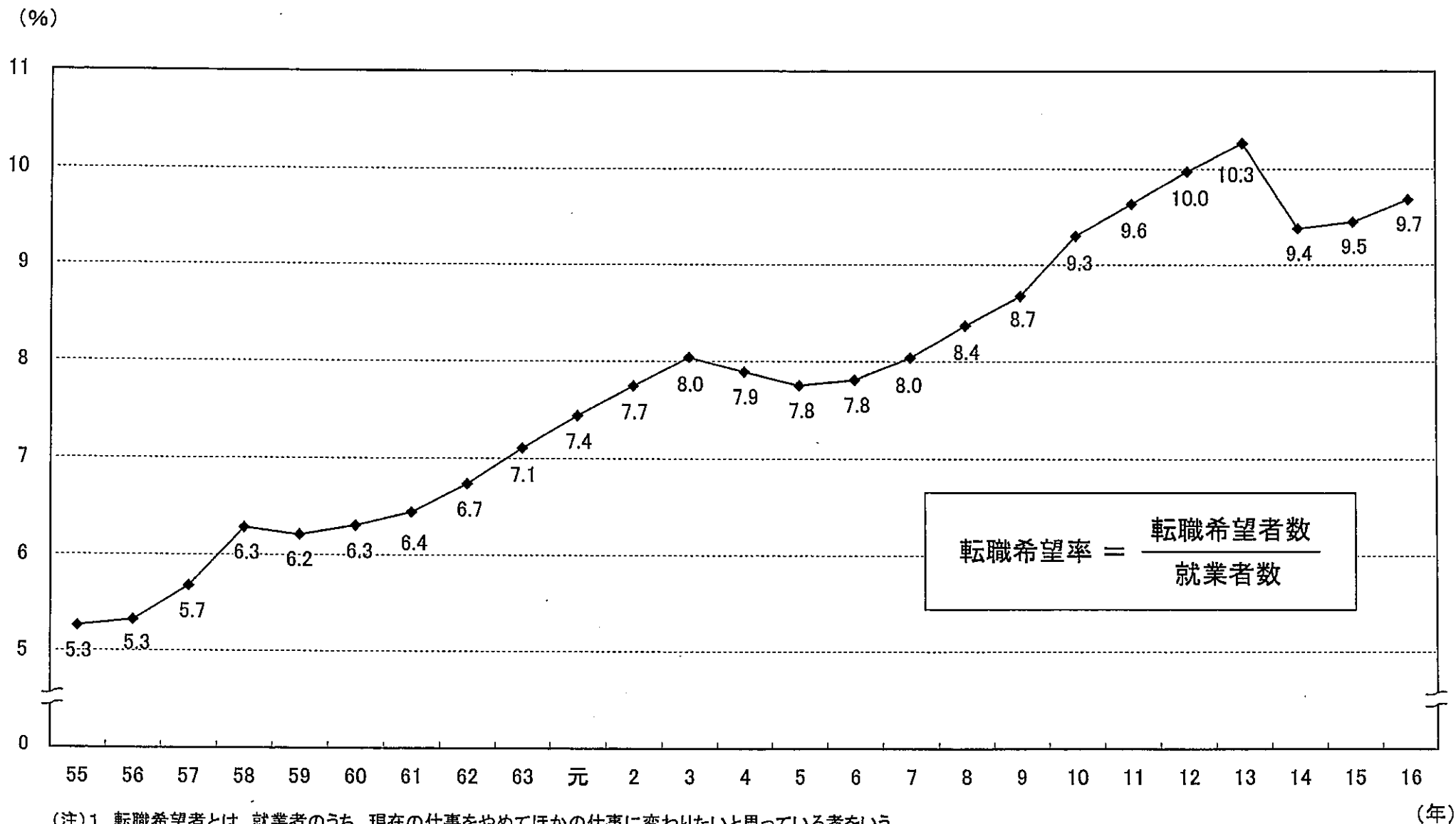
給与収入(万円)

限界税率ブラケット別適用者数割合 (1年を通じて勤務した給与所得者及び国民年金・厚生年金の年金受給者)



- (注) 1. 給与所得者の適用者数割合は「民間給与の実態(15年)」より、1年を通じて勤務した給与所得者に係る給与収入別の人員分布から扶養人員数等を考慮して推計した。
2. 年金受給者の適用者数割合は、厚生労働省資料(15年度)による国民年金及び厚生年金の年金額別の人員分布から、年金受給者をすべて65歳以上の者と仮定し、さらに国民生活基礎調査による配偶者の有無の割合を考慮して推計した。

転職希望率の推移



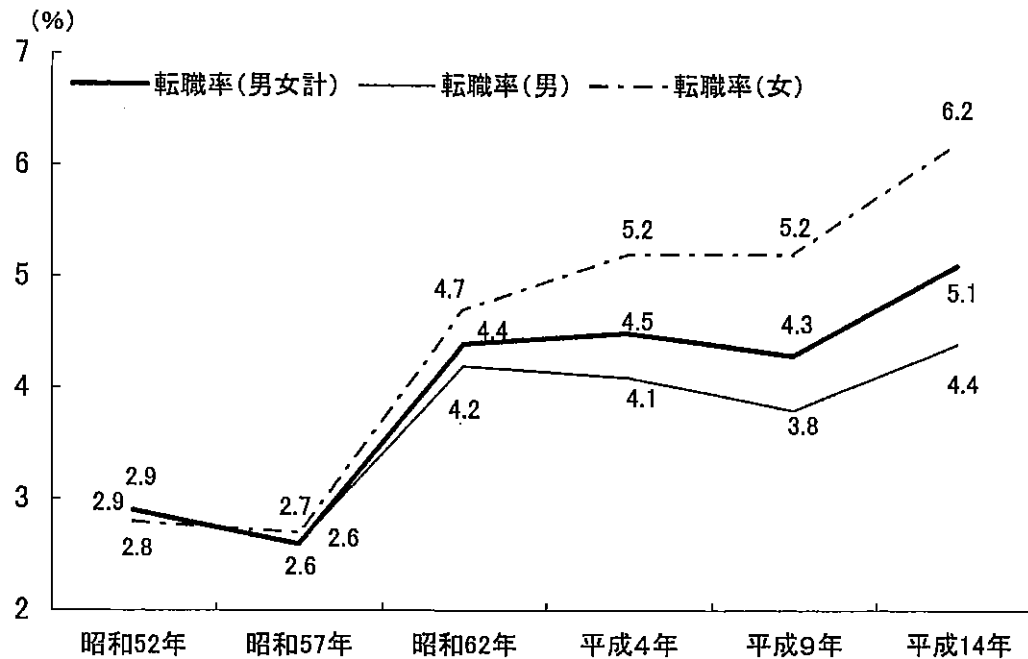
(注) 1 転職希望者とは、就業者のうち、現在の仕事をやめてほかの仕事に変わりたいと思っている者をいう。

2 就業者とは、労働力人口のうち、完全失業者以外の者をいう。

(備考) 総務省統計局「労働力調査」により作成

就業異動の状況(転職率の推移)

男女別就業異動の割合の推移



年齢、男女別転職率(昭和52年⇒平成14年)

(%)

	男		女	
	昭和52年⇒平成14年		昭和52年⇒平成14年	
総数	2.9	4.4	2.8	6.2
15～19歳	4.1	8.9	3.6	10.8
20～24	6.1	10.9	6.7	13.2
25～29	4.5	7.0	4.7	10.4
30～34	3.2	5.2	3.4	8.0
35～39	2.5	3.7	2.5	6.6
40～44	1.9	2.9	2.0	6.2
45～49	1.4	2.7	1.4	4.9
50～54	1.5	2.6	1.1	3.5
55～59	2.8	2.9	0.7	2.5
60～64		5.2		2.2
65歳以上	0.7	1.6	0.1	0.8

(注) 転職率:1年前の勤め先と現在の勤め先が異なる者(転職者)の1年前の有業者に占める割合

(備考) 総務省「就業構造基本調査」より作成。